



## 営繕工事共通仕様書

### Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称  
議員会館テニスコート改修工事

2. 工事場所  
徳島市昭和町3丁目

### 3. 建物概要

建物名称	議員会館テニスコート
構造・規模	テニスコート床改修
敷地面積	8,066.73 (㎡)
延床面積	13,68.65 (㎡)
消防法施行規則表第1の区分	

### 4. 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	テニスコート床改修工事一式

### 5. 注意を考慮した工期

注意による作業不能日数を次のとおり見込んでいます。

- ① 作業不能日数： 8日間
- ② 観測地点：環境省が公表する四国地方、徳島、 徳島 地点
- ③ 気象状況より工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方、徳島、 徳島 地点におけるWBGI値が3以上となり、かつ受注者が契約工事単位で作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものの小数点以下第一を四捨五入する。)が①の日数から差し引かれた場合には、受注者は発注者へ工期の延長交渉を協議することができる。
- ④ 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

### Ⅱ. 営繕工事共通仕様書

#### 1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁庁舎情報部発給の下記による。

- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標準仕」という。)
- ・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- ・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改修仕」という。)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- ・ 不適建築工事標準仕様書 令和7年版
- ・ 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- ・ 建築工事標準図様集 令和4年版(以下「標準図」という。)
- ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- ・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- ・ 敷地図解共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官庁官庁庁舎情報部発給)を参考とする。

- ・ 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
- ・ 建築改修工事監理指針 令和7年版
- ・ 電気設備工事監理指針 令和7年版
- ・ 機械設備工事監理指針 令和7年版

#### 2. 優先順位

設計図書の変更順位は、次の順とする。

- ① 疑問回答書(②から⑤に対するもの)
- ② 補足説明書
- ③ 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- ④ 図面
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書等

#### 3. 工事契約データの登録

- ① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コンパス)に基づき、工事実績情報として登録のための確認のお問い合わせを作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- ・ 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き4日以内とする。
- ・ しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

訂正時は、速宜とする。

- なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合にのみ行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- ② 受注者は、登録登録完了後、登録機関発行の登録内容確認印が受注者に届いた時は、速やかに監督員に提示しなければならない。
- なお、変更時としゅん工時刻が14日間以内を満たさない場合は、変更時の提示を省略できる。

#### 4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

#### 5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日は、契約書に明示した工事の日(特記仕様書において工事の日を別に定めた場合においては、その日)をいう。

#### 6. 施工計画書等

- ① 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画を記した総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承認を受けること。
- ② 上記の施工計画書には、「地下埋設設備等の近接作業に関する事項」を設けること。
- ③ 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承認を受けること。

#### 7. 下請負人の選定

- ① 受注者は、本工事の一部を下請けに付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外に下請け契約する場合には、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- ② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請け契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年(月18日)徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- ③ 受注者は、下請け契約を締結するときは、下請負に使用する技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労働の取引価格、供役料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

#### 8. 施工体制台帳及び施工体系図

##### ① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請け契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に書き置かなければならない。

##### ② 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請け契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負業者の施工の分担整理表を示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に際する法律に促って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

##### ③ 監理業者の記載

受注者は、交通情報警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

##### ④ 運搬台帳の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

##### ⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請け契約を締結したときは下請け契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、必ず 土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

##### ⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の提示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

#### 9. 電気保安技術者等

- ① 電気保安技術者は次の者とし、必要と資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承認を受けること。
  - ・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
  - ・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- ② 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

#### 10. 施工中の安全確保

- ① 工事関係業者及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- ② 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札は現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- ③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- ④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、環境規制法、労働時間法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要領(令和元年9月2日付国土交通省告示第486号)、建設副産物処理適正処理基準(平成5年1月12日 建設省建設発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に厳密に照準すること。
- ⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地下上の既設構造物について工事(仮囲い等仮設防護を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として調査を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規模、構造等を確認しなければならない。
- ⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地下上の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を講じなければならない。万一、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、当該箇所の復旧に支障がないよう、受注者の負担でその修復修繕又は補修すること。
- ⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ吊付の作業及びシート掛けの作業を含む。)\*又は貨物自動車から積む作業(ロープ降下の作業及びシート外しの作業を含む。)\*を行っては、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- ⑨ 受注者は、積降作業を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から積む作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行われなければならない。また、作業状況について、作業等の進捗を監督員及び監督員、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- ⑩ 受注者は、積降作業等において上空始降への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、タンクトラックの集荷の下り帯について、走行時に接触の作業員により確認しなければならない。
- ⑪ 受注者は、トラフ(クレーン設置用)を使用する場合は、上空始降への接触事故防止装置(ブームの格納防止装置)を付する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- ⑫ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に(休日・夜間作業)を監督員に提出すること。
- ⑬ 受注者は、工事期間中安全出賃を行い、工事関係及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、美観的保衛状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- ⑭ 受注者は、高さ2m以上の箇所での作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に消防隊員注意喚起用安全再確認シート)を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑯ 上下作業や掘削等の施業を伴う場合の上空(天吊)の足下(天吊)は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、第三者(足下)について監督員との承認を求め、指定された時間に行うこと。
- ⑰ 受注者は、足場を設置する場合は、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある木やメッシュシート等の資機材については、足場の土反置させず、設置又は荷下しするまでは、善後により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- ⑱ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- ⑲ 既設耐震等を破壊した場合は、停電、断水等の影響範囲及び疎水防止のための対策について関係者と協議すること。
- ⑳ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日、施設閉鎖等と、作業日を施設管理者と協議すること。
- ㉑ 給水管道等の作業で給水管を破壊する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による断水に備えて下り帯や近傍の重要備品について遮断や移設について協議すること。
- ㉒ 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が発せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

#### 11. 撤去時の資機材設置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていない点検したうえで、撤去を行うこと。

1.2. 交通安全管理

- ① 輸送災害の防止  
 発注者は、工事現場による土砂、工事用資材、機械等の輸送に伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標旗、安全施設等の設備場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、周囲の防止を怠らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して慎重を要するおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- ② 道幅狭による違法通行の防止  
 発注者は、道幅狭による違法通行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請業者を指導すること。  
 ・ 積高重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと  
 ・ 土しり込み等、不表示車は使用しないこと  
 ・ 道幅狭車両、土しり込み車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと  
 ・ 建設発生土の処理及び資材の積込に当たっては、下請業者及び資材納入業者の利益を不当に害さないこと  
 ・ 道幅狭による違法通行に対し、記録または照会した建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

1.3. 発生土の処理等

- ① 発生土の処理等は、次のとおり適正に行う。  
 1) 工事による発生土のうち、文化財保護法に基づき及び有価物と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。  
 2) 上記以外の発生土は、建設工事に係る資材の再生資源化に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進法（以下「副産物法」という。）に準拠して処理すること。発注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。副産物法に示さないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。  
 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の「産業廃棄物の処理」又は「発生土の処理等」による。  
 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の「産業廃棄物の処理」又は「発生土の処理等」による。  
 5) 解体前に、閉鎖器、変圧器及び送電コンテナのPOBの有無を確認し、有れば、監督員の指示に従うこと。  
 6) 変圧機等の検査や撤去処分を行う場合は、プロシエの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。  
 7) 発注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土搬出記録（様式）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出報告を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があつた場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提出しなければならない。
- ② アスベスト  
 1) 解体前に大気汚染防止法に基づきアスベスト等の特定建築材料に該当するものを使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、発注者がその結果を基礎等により確認すること。なお、工事内容に異なる場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の旨 (あり) [なし]

- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建設工事編）1.61及び関係法令により行うこと。  
 事前調査は、次の者が行うこと。

- (1) 建築物：建築物石積合有建築調査者（特定、一般）又はこれと同等の能力を有する者(※)  
 (2) 工作物：下表のとおり

対象となる工作物	事前調査を実施することができる者（下記のいずれか）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 反応槽</li> <li>・ 加圧機</li> <li>・ ボイラー及び压力容器</li> <li>・ 家電設備</li> <li>・ 配電設備</li> <li>・ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知設備</li> <li>・ 貯蔵設備（貯蔵を目的とする設備を除く。）</li> <li>・ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）</li> <li>・ 送電設備（ケーブルを含む。）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トンネルの天井板</li> <li>・ プラウトホームの上乗</li> <li>・ 遮音壁</li> <li>・ 既工用エレベーターの昇降機の圍に建築物として用いるものを除く。）</li> <li>・ 上記以外の工作物（塗料その他石粉等が使用されているおそれがある材料の発生等の作業に限る。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物石積事前調査者</li> <li>・ 建設副産物検査有資格調査者（特定、一般）</li> <li>・ これと同等の能力を有する者(※)</li> </ul>

※同等の能力を有する者は、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和3年9月30日までに登録されたものをいう。  
 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。

- その場合の分析方法は、JIS A 1461-1によること。  
 ・ 結果を石積事前調査報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員も結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。  
 ・ 調査結果は3年前保存すること。  
 ・ 調査結果の複製を必要が見やすい場所に掲示すること。

- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。  
 ・ 事前調査結果の複製を公衆が見やすい場所に掲示する。  
 ・ 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。  
 ・ 作業に専らする労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。  
 ・ 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の人立禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- ③ 建設リサイクル法通知済みの提示  
 発注者は、建設リサイクル法に基づき(特設建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特設建設資材を使用する新築工事等であつて、その機械が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手目まで「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事の工後検査が終了するまで存置しなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」(提示後の公衆見やすい電子納品の対象書類として)、「得意機電子納品適用ガイドライン」(建設工事編)に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手目までの期間に発注者から支給することとする。

- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。))及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。))に基づく対応は、以下のとおり行うこと。  
 1) 発注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者が行う際の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(43.12.2建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加圧アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一)財団法人建設情報総合センターの「コアス・プラス」による再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。  
 2) 発注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者が行う際の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(43.12.2建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート、スチール、コンクリート、建設汚泥又は建設混合産業廃棄物等が搬出される場合には、「コアス・プラス」による再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。  
 3) 発注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサインによる掲示も可)すること。  
 4) 発注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。  
 5) 発注者は、工事を完了後速やかにコアス・プラスにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。  
 6) 発注者は、上記計画書及び実施報告を工事完成後5年間保存すること。  
 7) 発注者は、コアス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を入力すること。ただし、パーリジ材を使用する生コンクリート及び再生アスファルトについては、

- 「及び再生アスファルト」を記入すること。  
 ⑤ 受領書の交付  
 発注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元へ交付しなければならない。  
 ⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での留意事項等  
 発注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の肥料その他の物質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が土壌汚染法の許可地等であること等正正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、経路別再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- ⑦ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付  
 発注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。  
 また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。  
 ⑧ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存  
 発注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から搬出された場合は、速やかに搬出先の名前や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出したときも同様である。  
 ただし、以下の(1)～(3)に掲出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。  
 (1) 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)  
 (2) 他の建設現場で利用する場合  
 (3) ストックヤード調整事業者登録制度により国に登録されたストックヤード

1.4. 材料・製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備材料等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。  
 ② 発注者は、建材等の発注の際は、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員との承認を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価番号による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。  
 ③ 県産木材の原則使用  
 1) 発注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。  
 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」とのことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。  
 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが確認された木材  
 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材  
 3) 発注者は、調達代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認記録を事前に監督員に提出し、承認を得なければならない。  
 4) 発注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証情報から発行される「産地保証(証明書)」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。  
 5) 県内の森林から直接調達するなど、発注前に、品質及び性能に関する検査の地点及び相手の氏名等を入力した書類を監督員へ提出しなければならない。  
 ④ 製材等(製材、集成材、合板、単層板等)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維質、木質セメント板)については、合法性に係る確認(「産地保証」及び「品質保証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木について合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木竹製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に採採業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を審査している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。  
 ⑤ 採石等(記載されていない特別な材料の採石・加工は、監督員の承認を受けて、当該製品の仕様及び指定方法による。)

- ⑥ 県内産資材の原則使用  
 1) 発注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。  
 2) 発注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別名を施工計画書に記載するものとする。また、調達代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認記録を事前に監督員に提出し、承認を得なければならない。  
 県内産資材(次のいずれかに該当するもの)  
 ・ 材料の主な部分を県内産出の原料から使用している製品  
 ・ 徳島県内の工場で加工、製造された製品  
 (注) ・ 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造された製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。  
 ・ 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。  
 ・ 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

- ⑦ 県内企業調達建材等の優先使用  
 発注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。))を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別名を工種別施工計画書に記載するものとする。  
 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承認を得なければならない。  
 ⑧ 県内産再生砕石の原則使用  
 発注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再生資源施設(産業物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2第1項に基づく変更の許可がない))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

- ⑨ アスファルト舗装の材料  
 発注者は、加圧アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「得意機土木工事用生アスファルト合材の品質検査要領」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。  
 ⑩ 認定リサイクル製品の使用  
 発注者は、「得意機リサイクル認定制度」に基づく「得意機認定リサイクル製品」の使用を積極的に推進するものとする。  
 得意機認定リサイクル製品を使用した場合、発注者は工事完了までに「得意機認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

- 1.5. 化学物質を含有する建築材料等  
 本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①～④を満たすものとする。  
 ① 合板、木質系フローリング、積層用パネル、集成材、単層板等、MDF、パーティクルボード、その他の木質材料、ユリア樹脂板及び仕上り塗料材、ホルムアルデヒドを含有しないか、発散が極めて少ないものとする。  
 ② 保温材、断熱材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びシアンを含有しないか、発散が極めて少ないものとする。  
 ③ 接着剤は、アクリル樹脂系アクリル及びアクリル樹脂系エポキシ樹脂系を含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有しないか、発散が極めて少ないものとする。  
 ④ 塗料(塗膜を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有しないか、発散が極めて少ないものとする。  
 ⑤ ①、②及び④の構成材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを含有しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- ① 設計図書に記載が生じたり、現場の補修又は取扱い等の際で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、擔任記載の「記載に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は未就でないで、既着地点、その他行合せ決定を要する事項は、監督員の出席した時、又は着替へ入れ合わせ、工事に適わないようすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れた場合は、品質計画にしたがって適切な処置を施すこと。また、その原因を精査し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発生した場合、工事が進行済みであっても適切な手直しを命ずるため、注意して施工すること。平直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書(各他工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を作成し、監督員の検査を受け、承認を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければならない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承認を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

- ① 排出ガス対策型建設機械
 

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成24年10月8日付建設省陸機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(農林水産省平成24年3月29日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(農林水産省平成28年8月30日付国総理/第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術計画制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術報告・証明事業もしくは建設技術開発証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装した建設機械を使用することができるが、これにより高い場合は、監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
・ バックホウ ・ ホールローダ ・ フルドーザ ・ 発電機(可搬式) ・ 空気圧降機(可搬式) ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ラフテレーンクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力75kW以上260kW以下)を備えた建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査票の交付を受けているものは除く。
・ 油圧ユニット(次に示す基機工事用機械のうち、ベースマシンのと別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの) ・ 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式鋼管圧入引抜機、アース圧式鋼管圧入引抜機、油圧式掘削機、アースドリル、アースドリル、地下連続掘削機、全周掘削機	ディーゼルエンジン(エンジン出力75kW以上260kW以下)を備えた建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査票の交付を受けているものは除く。

② 低騒音・低振動型建設機械

- 受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達ができない場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもつて調達することができる。
- なお、騒音低減対策は、建設工事に伴う騒音低減対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通告、昭和62年3月30日改正)に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機 種	備 考
・ フルドーザ ・ バックホウ(※) ・ ドラグライン、クラムシベル ・ トラクターショベル ・ パイプロハンマ(※) ・ アースオーガ ・ オイルケーシング掘削機 ・ アースドリル	・ クローラークレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ コンクリートポンプ(車) ・ コンクリート圧砕機 ・ アスファルトコンシューマ ・ コンクリートカッター ・ 空気圧降機 ・ 発電機

(※)印の機種は低騒音基準等

③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済み済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工務の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正燃油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の業務員が行う使用燃料の検査調査に協力しなければならない。

18. 道路路場の試行

- ① 受注者は、当初調査対象金額(設計金額)が概ね7千万円未満の場合において、道路路場の実施を希望する場合は、「普通工事の道路路場に關する試行要領」に基づき道路路場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初調査対象金額(設計金額)が概ね7千万円以上の場合において、「普通工事の道路路場に關する試行要領」に基づき道路路場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場は、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設置すること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板、リフト等については、黒色木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。黒色木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意発注における黒色木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「検査資格者への適切な資金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
  - ・ 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
  - ・ 当初調査金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

- 受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
    - ① 当初調査対象金額(設計金額)1千万円未満の工事
 

原則として洋式トイレを設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。
    - ② 当初調査対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事
 

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(仮設トイレ)」を設置しなければならない。
    - ③ 当初調査対象金額(設計金額)3千万円以上の工事
 

原則として「仮設トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(仮設トイレ)」を設置しなければならない。
- 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。  
(注)洋式トイレとは、和式トイレの便室部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快道トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・集塵の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者ととも定期的に確認すること。また、工事設計工事は全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者ととも、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表より中間検査の必要工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これに不一定である。

当初調査対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	—	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

- (注)低入札工事とは、低入札価格審査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
- (注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、調査対象額にかかわらず、基礎杭工事を完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁取付工事等において、足場が撤去されたしん工検査時に検査員による出来形等の確認ができるようになるおそれがある場合は、当初調査対象額に関係なく、中間検査の実施に監督員と協議すること。

23. 完成図書

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品採用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とする。)
- ③ 提出書類
  - ・ 竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
  - ・ 工事写真(電子データ2部)
  - ・ 使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
  - ・ 保全に関する資料
  - ・ その他監督員が指示する図書(必要書類)
- ④ しん工図面は関係図面(データ実号)を修正して作成すること。しん工図面データは、関係図面(データ実号)を修正して作成し、PDF形式、BFC形式及びJPN形式をCD-R等に保存すること。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に撮影する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出射形が写真で適切に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁庁舎管轄部修繕「普通工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらなければならないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発見した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小規模情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小規模情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険料

- 本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を評価額に応じて付保する。(標準調査契約款 第55条)
- ① 対象物
  - ・ 工事的目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 付保路外工事
  - ・ 坑及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・覆外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認められた場合(外装修工事等)
- ③ 付保する時期及び金額
  - ・ 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事が完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事が完了時に、調査金額相当額を付保する。また、基礎養生工事等については、工事着手時に調査金額相当額を付保する。
- ④ 保険期間
  - ・ 工事完成前日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
  - ・ 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
  - ・ 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共等労働務調査

- ① 当初調査対象金額(設計金額)が概ね1,000万円以上の工事において、公共等労働務調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事前に訪問して行方調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共等労働務調査の対象工事となった場合に(正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に資金台帳を調整・保存する等)日頃より使用している労働者名簿の資金台帳管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前記と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に際し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請員から報告があったときには)、その旨を直ちに受注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の締結に際して下請員が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対応を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工事現場に暴力団等が生じたりおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完了しないと認められる場合は、「徳島県公共等労働者保護要領」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害を速やかに所轄の警察署に届出なければならない。
- ⑥ 受注者は、前項規程により、工期に遅れが生じたりおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じたり認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に

工事名：稲貝会館テニスコート改修工事

上防犯カメラ設置工事(2017.11.16～17.12.1)

#### 29 事故報告書

受注者様、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定められた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

Ⅲ. 建築工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 施工条件
 

施工条件は次による。

  - ① 着手時に現場付近にて別途工事を行っている際は、施工業者間で調整を行い、隣接施設の利用に支障が無いよう留意すること。
  - ② 工期については、施設管理者と協議の上決定すること。
  - ③ 施設の使用に影響のある、騒音、振動、物置等を伴う作業は施設管理者と協議の上行うこと。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
  - ④ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

2. 施工調査
 

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は 1 週間とする。

3. 産業廃棄物の処理
 

発生材の処理等は、居住により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	役員	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
例 コングリート(雑筋)	四国サイカス(株) (中間処分)	○	名西郡石井町高川(原字高川)1894-1 名西郡石井町高川(原字高川)1894-1	11.5	900	t
コングリート(青筋)	(有)川上組幹石 (中間処分)		徳島市下町末丁92-1 鳴門市瀬戸町南神字中山38-1	15.8	840 700円/1t(車)	t
アスファルト	(有)吉野川ポンプ (中間処分)		徳島市応神町東員方字北野7-2 徳島市応神町東員方字西中道49-1	8.8	1100 11000円/10t(車)	t
金属(処分)	(株)後藤商店		徳島市昭和町8丁目27 徳島市昭和町8丁目27	2.3	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島支部)		坂野郡松茂町豊久字瀬日野4番の地先 坂野郡松茂町豊久字瀬日野4番の地先	13.3	5,840	t
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	4.4	10,000	t
石膏ボード	(有)山一建設		阿波市市場町豊美字西原284-1 阿波市市場町豊美字西原284-1	29.1	15,000	t
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社(徳島支部)		坂野郡松茂町豊久字瀬日野4番の地先 坂野郡松茂町豊久字瀬日野4番の地先	13.3	35,000	t

(注)表中「役員」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者」の認定業者であることを示す。

- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分率の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、認許の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で行う場合は、理由書を監査員に提出すること。
- ・コンクリートアスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- ・木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

4. 技能士の選定
  - ① 技能士の選定については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。
  - ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監査員に提出すること。
  - ③ 技能士は、適用する工事中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能士に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
  - ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
  - ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工
型枠	型枠施工	・ 型枠工
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工
防水	防水施工	・ アスファルト防水工 ・ フランジゴム系塗膜防水工 ・ アクリルゴム系塗膜防水工 ・ 合成ゴム系シート防水工 ・ 塩化ビニル系シート防水工 ・ セメント系防水工 ・ シーリング防水工 ・ 改質アスファルトシート工 ・ 改質アスファルトシート常湿粘着工 ・ FRP防水工
タイル	タイル張り	・ タイル張り
木	建築大工	・ 大工
屋根及びた	建築板金	・ 内外装板金
	かわらぶき	・ かわらぶき
金属	建築板金	・ 内外装板金
左官	左官	・ 左官
建具	建具製作	・ 木製建具手加

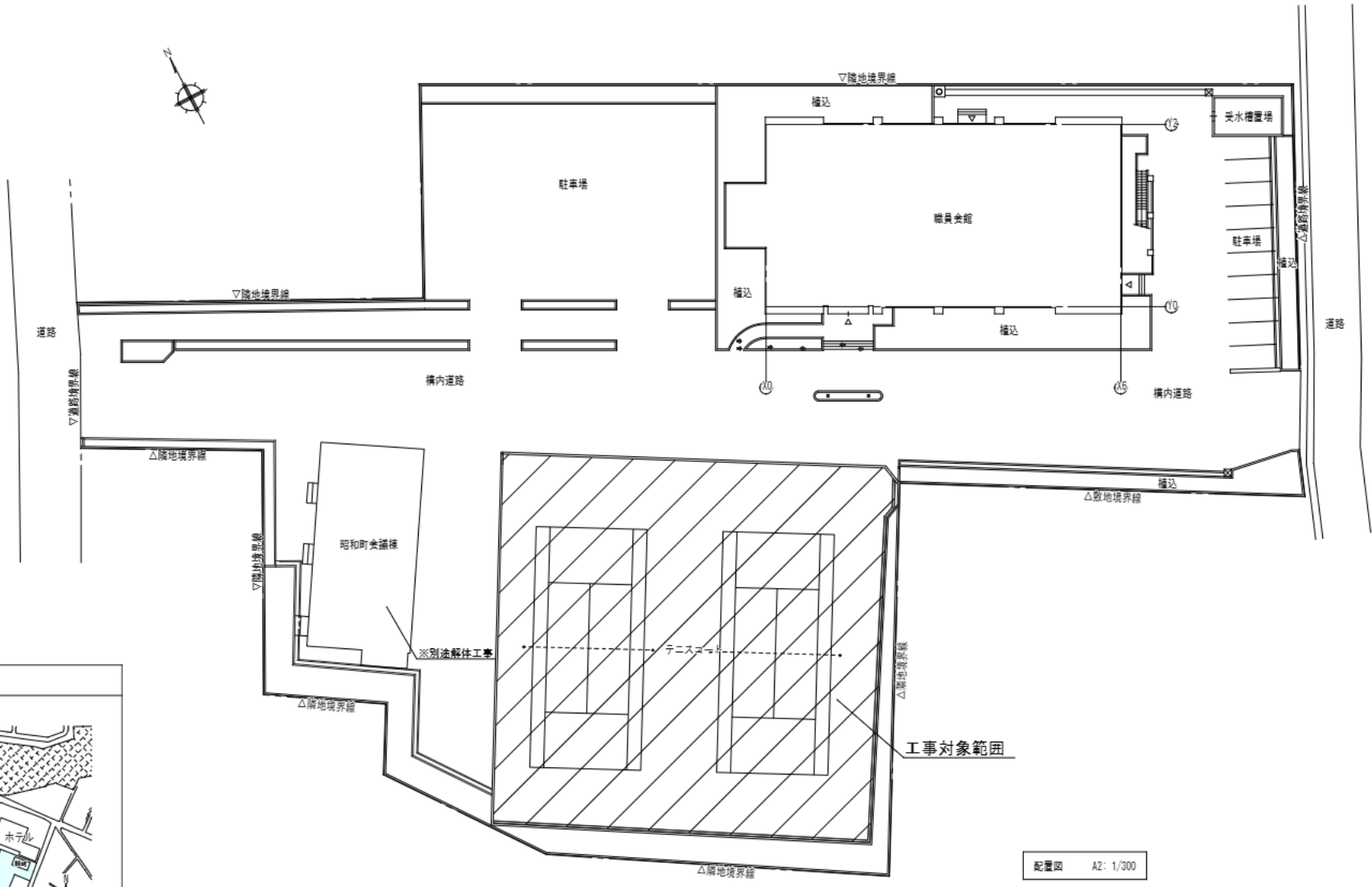
		・ 木製建具棟加工
	サッシ施工	・ ビル用サッシ工
	ガラス施工	・ ガラス工
塗装	塗装	○ 建築塗装
内装	内装仕上げ	・ プラスチック系床仕上げ ・ カーペット系床仕上げ ・ 鉄骨下地工 ・ ボード仕上げ工 ・ カーテン工 ・ 木質系床仕上げ
	電気	・ 電気工 ・ 電気工
	配管	・ 建築配管
屋根	屋根	・ 屋根工
機械設備	冷凍空調設備	・ 冷凍空調設備工

2章 塗装工事

1. テニスコート床
  - ①

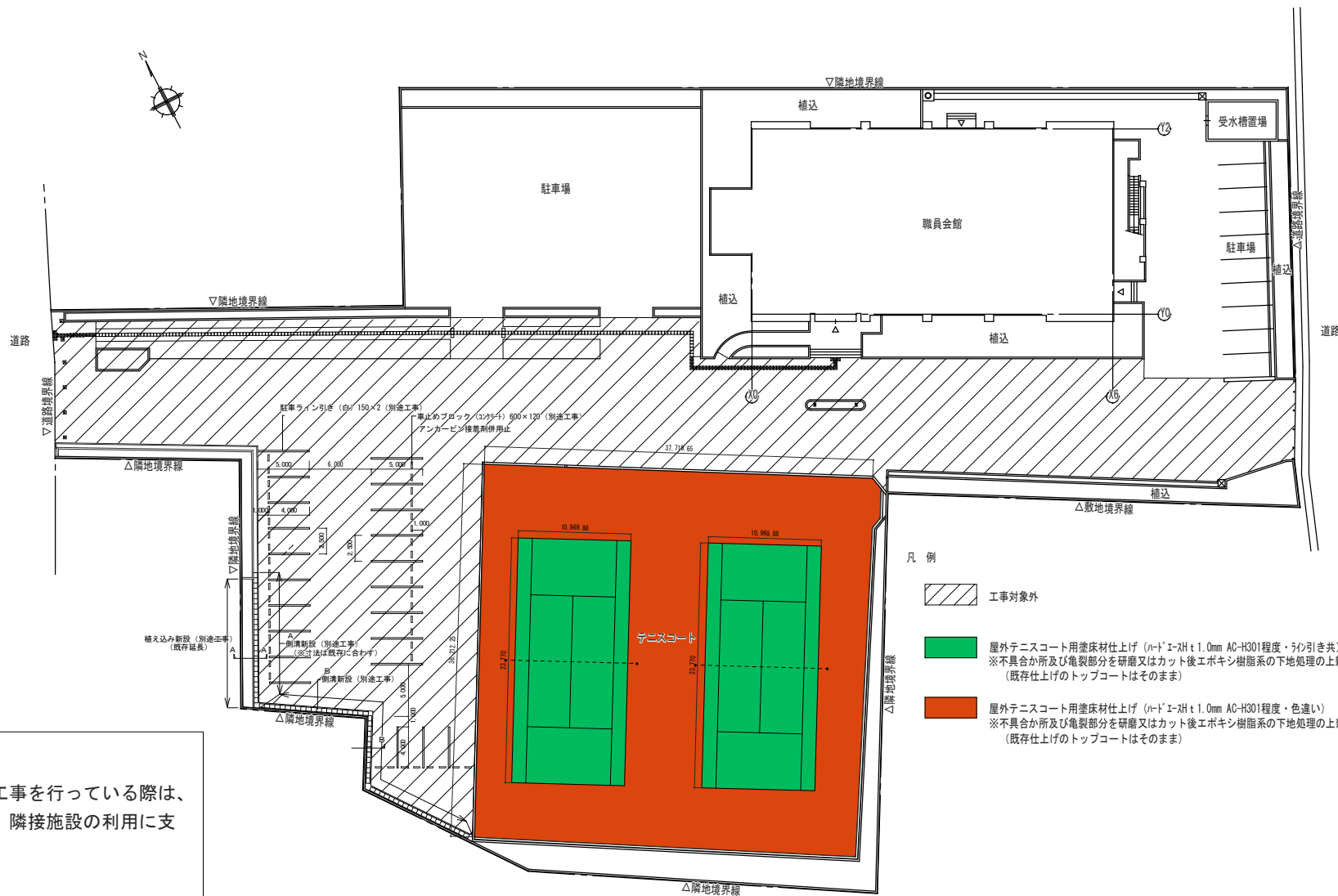
材質	厚さ	色
アクリル樹脂	1.0mm	

  - ② 施工前に研磨(ボリッシャー掛け、清掃、高圧洗浄)、クラック等補修(清切サンダー掛け、エポキシ樹脂充填、その他不具合箇所含む)を行う事。
  - ③ 設置ポスト基礎除去、SUSテニスコート新設(基礎共)、SUSセンター金具新設(基礎共)、ライン引き面新設する。



配置図 A2: 1/300  
 縮尺 6,198.75m<sup>2</sup>

徳島県企画総務部管財課		工事名	職員会館テニスコート改修工事	図面番号	A-01	株式会社創和建設設計 一級建築士事務所 徳島市西府町花園76番地の3 Tel: 088-642-5062
設計	R7.11	現工	-	図面名	付近見取図・配置図	徳島県知事登録 第21066号 Fax: 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍二
				縮尺	A2: 100/4 A2: 7/46 1/300	



凡例

工事対象外

屋外テニスコート用塗床材仕上げ (ノドエ-2H t1.0mm AC-H301程度・5μ引き共)  
※不具合か所及び亀裂部分を研磨又はカット後エポキシ樹脂系の下地処理の上新設表面仕上げとする。  
(既存仕上げのトップコートはそのまま)

屋外テニスコート用塗床材仕上げ (ノドエ-2H t1.0mm AC-H301程度・色違い)  
※不具合か所及び亀裂部分を研磨又はカット後エポキシ樹脂系の下地処理の上新設表面仕上げとする。  
(既存仕上げのトップコートはそのまま)

<工事上の留意事項>

- ・着手時に現場付近にて別途工事を行っている際は、施工業者間での調整を行い、隣接施設の利用に支障が無いよう留意すること。

参考：R8.4月時点の隣接工事

R7 営繕 徳島県職員会館 徳・万代 外部改修工事

工期：R7.9.4～R8.9.8予定

R7 万代庁舎昭和棟会議棟解体工事

工期：R8.4.1～R8.7.27予定

徳島県企画総務部管財課		工事名	職員会館テニスコート改修工事	図面番号	A-02	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel: 088-642-5062 徳島県知事登録 第21066号 Fax: 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍二
設計	R7.11	竣工	—	図面名	配置図・詳細図	
				縮尺	A2: 100% A3: 71% 1/300 1/30	

# 参考工程表

	1か月目	2か月目	3か月目
テニスコート改修工事			
仮設工事			
7x7材舗装改修工事等			
会館解体工事			
新設工事			
樹木除去工事			
電気設備工事			
舗装設備工事			